スタート

令和７年１月１日時点で宝塚市に住民登録がある。

- はい → 令和６年中の合計所得金額が 1805 万円以下である。
- いいえ → 令和７年１月１日時点で住民登録のあった市区町村へお問い合わせください。

令和６年中の合計所得金額が 1805 万円以下である。

- いいえ → 不足額給付の対象ではありません
- はい → 令和６年度に実施した定額減税の対象だった。

令和６年度に実施した定額減税の対象だった。

- はい → 令和６年分の源泉徴収票や、確定申告書に減税しきれない額がある。
- いいえ → 令和５・６年度に、住民税非課税または均等割のみ課税世帯への給付金の支給対象世帯の世帯主または世帯員だった。

令和６年分の源泉徴収票や、確定申告書に減税しきれない額がある。

- いいえ → 不足額給付の対象ではありません
- はい → 定額減税しきれない額が、令和６年度に実施した当初調整給付で全額支払われた。
  ※支給状況は通帳記帳をもってご確認ください。

定額減税しきれない額が、令和６年度に実施した当初調整給付で全額支払われた。
※支給状況は通帳記帳をもってご確認ください。

- はい → 不足額給付の対象ではありません
- いいえ → 不足額給付の対象です

令和５・６年度に、住民税非課税または均等割のみ課税世帯への給付金の支給対象世帯の世帯主または世帯員だった。
※必ずご家族･ご親族に確認してください

- はい → 不足額給付の対象ではありません
- いいえ → 家族や親族の扶養親族（被扶養者）として令和６年度に実施した定額減税の対象だった。

家族や親族の扶養親族（被扶養者）として令和６年度に実施した定額減税の対象だった。
※必ずご家族･ご親族に確認してください

- はい → 不足額給付の対象ではありません
- いいえ → 税制度上の扶養親族になれない。
  例）事業専従者または合計所得 48 万円超であるなど

税制度上の扶養親族になれない。
例）事業専従者または合計所得 48 万円超であるなど

- いいえ → 不足額給付の対象ではありません
- はい → ・令和６年分所得税
  ・令和６年度住民税所得割
  上記いずれの税額※も０円である。
  ※定額減税前の税額

・令和６年分所得税
・令和６年度住民税所得割
上記いずれの税額※も０円である。
※定額減税前の税額

- いいえ → 不足額給付の対象ではありません
- はい → 不足額給付の対象です

不足額給付の対象です